

地域密着型通所介護事業所運営推進会議の設置及び運営について

平成28年4月1日から利用定員が19人未満の通所介護事業所が地域密着型サービスに移行することに伴い、地域密着型通所介護事業所には運営推進会議の設置が義務付けられました。各事業者におかれましては、以下の事項を参考に適切なご対応をお願いいたします。

※認知症対応型通所介護事業所にも運営推進会議の設置が義務付けられました。

※運営推進会議の設置が義務付けられたサービスを併設している場合は、ひとつの設置でも構いません。ひとつの運営推進会議で併設サービスの議事等を行うことは可能です。

【根拠法令】指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第34条

※多治見市規則の改正（現在改正中）の後には、多治見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成25年3月29日規則第31号）第56条の16

【運営推進会議の目的】

事業所の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を委員から聴く機会を設けることにより、地域に開かれたサービスの質の向上、透明な運営の確保を図る。

【運営推進会議の委員】

運営推進会議の委員は、下記のとおり国の基準で示されています。各事業所又は地域の実情などを踏まえ、運営に必要な方に就任依頼を行ってください。また、委員の所属・専門分野の偏重を避けるようにしてください。

①利用者

②利用者の家族

③地域住民の代表者^{※1}

④市の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員^{※2}

⑤地域密着型通所介護について知見を有する者^{※3} など

※1 「地域住民の代表者」とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者などが考えられます。

※2 上記④の「市の職員又は地域包括支援センターの職員」については、両者とも構成員としてください。

地域包括支援センター一覧表

<http://www.city.tajimi.lg.jp/iryo/fukushi/koresha/koresha.html>

※3 「地域密着型通所介護について知見を有する者」とは、

- ・社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員などの高齢者福祉・介護に係る資格を有する者
- ・高齢者福祉や介護保険制度などに関する学識経験者
- ・高齢者福祉事業に携わる者 など

【運営推進会議の開催回数】

概ね6月に1回以上開催することとされています。

【運営推進会議の出席者】

運営推進会議の会議開催については、委員の過半数の出席が必要です。欠席者には、会議の内容を報告するなど、事業所の運営状況を確認していただくようにしてください。

【運営推進会議の議題など】

運営推進会議の議題・内容については、国の基準には定められていませんが、運営推進会議の目的を考慮し、次のような内容を取り上げることがふさわしいと思われます。

・運営方針

運営方針の策定、変更。運営方針実現のための具体的方策の検討。運営方針の実施状況の報告、評価

・活動状況の報告、評価

サービスの提供内容、地域交流の実施状況、事故・ヒヤリハットの事例・改善の取り組みに関する評価、要望・助言

・事業所への要望、助言

苦情、要望に対する評価、要望・助言 など

【運営推進会議の記録の作成及び公表】

運営推進会議での議事については、開催の都度、報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければなりません。また、事業所内におい

て誰でも閲覧できるようにしてください。併せて、各事業所のホームページにも掲載するなど、公表の機会が増えるように努めてください。

議事の記録は、運営推進会議開催の日から起算して2年間保存してください。

【運営推進会議設置要綱等】

運営推進会議の設置に係る要綱等は、必ずしも作成する必要はありません。しかし、適切な運営を確保するために要綱等の作成を考えている場合は、下記に作成案を示しますので参考にしてください。

【守秘義務】

運営推進会議の委員は、運営推進会議において知り得た利用者及び家族の情報等を他に漏らしてはいけません。

運営推進会議の委員に関する個人情報、行政監査、介護サービス情報等における氏名等の最小限の情報提供に限られます。（本人の同意を得た場合を除く）

運営推進会議における報告資料等で、個人が特定される部分については、削除するなど個人情報保護に配慮してください。

《参考》

既に運営推進会議を設置しているグループホームの開催状況などについても参考としてください。詳細は、下記アドレス参照

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会

運営推進会議の調査実績報告等

http://ghkyo.or.jp/top/modules/pico/index.php?content_id=19

運営推進会議ガイドブック

<http://ghkyo.or.jp/home/pdf/chousakenkyuujigyohouhoukouku-20100428.pdf>

◆要綱案◆

〇〇〇〇運営推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第34条の規定に基づき設置する〇〇〇〇運営推進会議（以下「運営推進会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(運営推進会議の設置目的)

第2条 運営推進会議は、地域密着型通所介護の事業を行う□□□□（以下「事業者」という。）が、当該事業を行う事業所△△△△（以下「事業所」という。）の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けることにより、地域に開かれたサービスの質の向上、透明な運営の確保を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 運営推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから事業所の代表者が委嘱する。

(1) 利用者

(2) 利用者の家族

(3) 地域住民の代表者

(4) 多治見市の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員

(5) 地域密着型通所介護について知見を有する者

(6) 前5号に掲げる者のほか、事業所の代表者が必要と認める者

2 委員の任期は〇年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 運営推進会議の会議（以下「会議」という。）は、事業所の代表者が招集する。

2 会議の進行は、事業所が行う。

3 委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(議題)

第5条 会議の議題は、次のとおりとする。

- (1) 運営方針に関する事
- (2) 活動状況の報告及び評価に関する事
- (3) 事業所の運営に関する事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業所の代表者が必要と認める事項
(会議の通知)

第6条 運営推進会議の開催の通知は、次のとおり行う。

- (1) 事業所の代表者は、全委員に対し、書面送付により開催に係る通知を行う。
- (2) 前号の通知には、開催日、議事内容、報告事項及びその他の意見交換事項を記載する。
(記録の作成及び公表)

第7条 第5条の議題について、事業者は、開催の都度、記録を作成し、事業所内において閲覧できるようにするとともに、ホームページ等にも掲載する。

(守秘義務)

第8条 運営推進会議の委員は、会議において知り得た利用者及び家族の情報等を他に漏らしてはならない。

2 運営推進会議の委員に関する個人情報、行政監査、介護サービス情報等における氏名等の最小限の情報提供以外は、同意を得ずに公表されることはない。

(庶務)

第9条 運営推進会議の庶務は、事業所において処理する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。